Information
インフォメーション

令和８年10月
兵庫県警察

フェード現象による交通事故を防ぐために!

ブレーキ等の事前検査を！

~兵庫県下で、「フェード現象重点対策路線」を指定~!

★兵庫県道路交通法施行細則第９条第６号
「自動車又は原動機付自転車を運転してこう配の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その直前において当該車両のハンドル及びブレーキを検査すること」と定められています。

【フェード現象重点対策路線】

フェード現象重点対策路線はもちろん、他のこう配の急な下り坂を通行の際は、ブレーキ等の事前検査をしましょう！

また、走行中に、

- **ブレーキ部分からの煙や異臭**
- **ブレーキペダルの踏みごたえがやわらかい**

などを感じた場合には安全な場所に停止し、ブレーキが冷えるまで待ちましょう！

フェード現象の発現やブレーキに異常を感じたら、**必ず専門的なブレーキの点検及び修理**を行って下さい。